

基徴発 0930 第 2 号

職保発 0930 第 1 号

平成 21 年 9 月 30 日

都 道 府 県 労 働 局 長 殿

厚生労働省

労働基準局労働保険徴収課長

職業安定局雇用保険課長

国土交通省における自動車運送事業者の労働保険の
未加入対策の強化に係る協力について

標記については、平成 21 年 9 月 30 日付け基徴発 0930 第 6 号、職保発 0930 第 6 号「国土交通省における自動車運送事業者の労働保険の未加入対策の強化に係る協力について」により通知されたところであるが、その具体的取扱いについては、下記のとおりであるので、適切に取り計らわれない。

なお、平成 20 年 3 月 31 日付け基徴発第 0331006 号、職保発第 0331003 号「国土交通省における貨物自動車運送事業者の労働保険未手続事業に対する対策強化に係る協力について」及び平成 20 年 9 月 30 日付け基徴発第 0930001 号、職保発第 0930003 号「国土交通省における一般乗用旅客自動車運送事業者の労働保険未手続事業に対する対策強化に係る協力について」は、本通達をもって廃止する。

記

1 事業者に対する労働保険への未加入対策強化の概要

国土交通省における労働保険への未加入対策強化の概要については、以下のとおりである（別添 1、2 参照）。

- (1) 新規に事業を行う事業者に対して、事業開始時において労働保険への加入が認められない以下の①から③までのいずれかの状態に該当すると思われる（以下「労働保険未加入」という。）事業者について、地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）又は運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下「地方運輸局等」という。）が行う巡回監査等により、引き続き、労働保険未加入事業者であることを把握した場合には、当該事業者に対して行政処分等を実施するものであること。

- ① 労働保険の保険関係成立に係る手続が行われていない事業（労働保険未手続事業）

② 雇用保険の被保険者となるべき労働者を雇用しているにもかかわらず、雇用保険の適用事業所設置届が未届出である事業（上記①の場合も含む。）

③ 雇用保険の適用事業所設置届が提出されているが、雇用保険の被保険者であるべき者について雇用保険の被保険者資格取得が未手続である事業

この行政処分等を行うに当たり、地方運輸局等は事前に労働保険の加入の有無等の状態について関係労働局に照会して内容確認をするものであること。

(2) 既存の事業者に対して、地方運輸局等が行う巡回監査により、労働保険未加入事業者であることを把握した場合には、当該事業者に行行政処分等を実施するものであること。

この行政処分等を行うに当たり、地方運輸局等は事前に労働保険の加入の有無等の状態について関係労働局に照会して内容確認をするものであること。

(3) 地方運輸局等による行政処分等が行われた場合には、当該処分結果について関係労働局に通知がなされるものであること。

2. 労働局の対応について

(1) パンフレット等の配付に関する協力

新規事業者が事業を開始するに当たっては、地方運輸局等から事業許可書の交付を受ける必要があるが、地方運輸局等においては、事業許可書の交付を行う際に実施される講習において、労働保険等の加入に関するパンフレット等を配付することとしている。

このため、地方運輸局等から労働保険等の加入に関するパンフレット等の配付要望が行われるので適切に対応すること。

(2) 地方運輸局等からの照会への対応

地方運輸局等では、労働保険未加入事業者を把握した場合には、行政処分等の前提として、照会文書（別添1の別紙3）により、関係労働局に対して、当該事業者が上記1(1)の①から③までのいずれかに該当するか照会が行われるので、照会を受けた労働局においては、次のとおり対応すること。

① 労働保険の保険関係成立手続の有無に係る確認

都道府県労働局総務部(労働保険徴収部)労働保険徴収主務課室(以下「労働保険徴収主務課室」という。)は、地方運輸局長(神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。)又は運輸支局長(兵庫陸運部長及び沖縄総合事務局長陸運事務所長を含む。以下「地方運輸局長等」という。)からの照会を受けた場合には、速やかに、照会対象事業所について、照会文書の確認日欄の年月日時点における労働保険の保険関係成立手続の有無を確認し、その内容等を調査票(別紙1)に記載の上、地方運輸局長等からの照会文書に添付し、都道府県労働局職業安定部雇用保険主管課(以下「雇用保険主管課」という。)に回付すること。

なお、照会のあった事業が労働保険の保険関係成立手続を行っていない場合場合には、労働保険徴収主務課室において加入手続を行うよう指導を行うこと。

② 雇用保険関係手続の有無に係る確認

雇用保険主管課は、労働保険徴収主務課室から回付された照会文書の内容に従って、照会文書の確認日欄の年月日時点における雇用保険の加入状況について、照会対象事業所を管轄する公共職業安定所を通じ事業所調査を行い、その内容等を労働保険徴収主務課室から回付された調査票に記載の上、労働保険徴収主務課室に回付すること。

なお、照会対象事業所が適切な届出を行っていない場合には、当該事業所を管轄する公共職業安定所において、適切な届出を行うよう指導を行うこと。

また、事業所調査・指導に当たっては、労働保険徴収主務課室と雇用保険主管課及び公共職業安定所は、必要に応じて連携を図ること。

③ 地方運輸局等への回答

労働保険徴収主務課室は、回答文書(別紙2)に、雇用保険主管課から回付された調査票を添付し、地方運輸局長等へ回答すること。

なお、地方運輸局長等への回答は、照会を受理した日から2ヶ月以内に行うこととするが、上記期間内の回答が困難であると見込まれるに至った場合には、速やかに、労働保険徴収主務課室から、地方運輸局長等に連絡すること。

(3) 会議への参加

地方運輸局等が必要に応じて開催するとしている連絡調整のための会議が実施される際には、労働保険徴収主務課室及び雇用保険主管課の職員は、関係課室連携の上、適宜協力すること。

3 実施の時期

本通達に基づく対応については、平成21年10月1日から実施すること。

調査票

1 確認日

平成○年○月○日

2 事業所名称等

事業所名称		事業主名	
所在地		電話番号	

3 確認結果

保険の種類	加入状況	
労働保険 (「保険関係成立届」の 提出の有無)	有	無
雇用保険	加入済み	未加入 (全部・一部) (未加入者の氏名) (未加入である理由)

※ 該当する加入状況に○を付すこと。

全部未加入又は一部未加入である場合には、その理由と未加入者の氏名を記入すること。

4 特記事項

5 連絡先

(1) 労働保険(「保険関係成立届」提出)関係

担当所属: 労働局 部 課・室
 担当者: 電話番号:

(2) 雇用保険関係

担当所属: 労働局 部 課・室
 担当者: 電話番号:

(別紙2)

第 号
平成 年 月 日

〇〇運輸局長
〇〇運輸支局長 あて

〇〇労働局長

(労働保険の未加入状況について(回答)

平成〇年〇月〇日付け第〇〇〇〇号「一般乗用旅客自動車運送事業者の労働保険の未加入状況等について」により照会のありました件につきまして、別添調査票のとおり回答します。

(別添 1)

国自安第 8 1 号

国自旅第 1 4 2 号

国自貨第 8 7 号

平成 2 1 年 9 月 2 9 日

各地方運輸局長 } 殿
沖縄総合事務局長 }

自動車交通局長

自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について

自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。）の未加入状況等の通報等については、国土交通省と厚生労働省及び社会保険庁との間で確認の上、通報制度については「旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入状況等の通報について」（平成 1 8 年 2 月 1 3 日付け国自旅第 2 3 6 号）に基づき、また、行政処分等の実施については、「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成 2 0 年 3 月 3 1 日付け国自貨第 2 2 5 号）及び「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成 1 9 年 1 1 月 2 0 日付け国自旅第 2 0 8 号。最終改正平成 2 1 年 9 月 2 9 日。）記Ⅲ-3 並びに「一般乗用旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成 2 0 年 9 月 2 6 日付け国自旅第 2 2 5 号の 3）に基づき運用してきたところである。

今般、自動車運送事業の健全な競争環境の整備を図るため、社会保険等の未加入対策を強化し、これまでの貨物自動車運送事業における対策に加え、旅客自動車運送事業においても、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「運送法」という。）に基づく事業の許可に際し、社会保険等の加入を必要な項目として追加し、未加入事業者に対しては、運送法第 4 0 条の規定に基づき、行政処分等を実施することとした。

については、平成 2 1 年 1 0 月 1 日以降、社会保険等の未加入については、下記により適切に処理されるとともに、社会保険等関係機関との一層の連携を図り、適正な加入について実効が上がるよう取り組まれない。

本通達については、厚生労働省及び社会保険庁とは別添 1 及び 2 のとおり協議済みであるので申し添える。

なお、「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成 2 0 年 3 月 3 1 日付け国自貨第 2 2 5 号）及び「旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入状況等の通報について」（平成 1 8 年 2 月 1 3 日付け国自旅第 2 3 6 号）は、平成 2 1 年 9 月 3 0 日をもって廃止する。

記

1. 社会保険等未加入に係る関係機関への照会制度について

(1) 新規許可事業者に対する対応について

① 社会保険等への加入指導

運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）において許可書交付の際に行う関係法令遵守のための講習の開催時又は許可書交付時に諸注意を行う際には、厚生労働省及び社会保険庁で作成した社会保険等の加入に関するリーフレットを配布するなどにより、加入の徹底を行うこと。

なお、リーフレットの必要部数を含めた入手方法については、関係都道府県労働局又は関係地方社会保険事務局と適宜、連絡を行い送付を受けること（社会保険等関係機関へリーフレットの入手について依頼する場合は別紙1を参考とされたい。）。

② 運輸開始届出時の確認

運輸開始届出書を受理する際には、次のとおり確認を行うこと。

ア 「（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）」及び「労働保険／保険関係成立届（写）」（以下「確認書類」という。）を添付させ、運輸開始日から社会保険等に適正に加入していることの確認を行う。

イ 運輸開始届出書に確認書類の添付がない場合は、事業者に対し加入状況を確認した上で、運輸開始届出書を受理する。

③ 巡回監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に確認書類がなく、運輸開始日から社会保険等への適正な加入が認められない場合は、巡回監査等を実施すること。

④ 関係機関への照会

地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）又は運輸支局長（以下「地方運輸局長又は運輸支局長」を「地方運輸局長等」という。）において、巡回監査等を実施した結果、社会保険等の未加入が確認された場合には、地方運輸局長等は、次のとおり社会保険等の未加入状況について照会すること（地方運輸局長が照会する場合には、当該事案を管轄する運輸支局長を経由して行う。）。

ア 社会保険については、関係地方社会保険事務局長（地方社会保険事務局保険主管課）に対して、別紙2の様式により行うこと。

イ 労働保険については、関係都道府県労働局長（都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課室及び職業安定部職業安定主務課）に対して別紙3の様式により行うこと。

なお、関係機関に対して社会保険等の未加入について照会する場合の様式の記載上の留意事項は別紙4のとおりである。

⑤ 行政処分等

地方運輸局長は、社会保険等関係機関に対して社会保険等の未加入状況について照会し、未加入である旨の回答を得た場合は、運送法第86条第1項又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「トラック法」という。）第59条第1項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。

(2) 既存事業者に対する対応について

① 貨物自動車運送事業者に係る未加入事業者の把握方法について

ア 未加入事業者の把握

社会保険等への加入が適正になされていない事業者については、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）からの報告、地方運輸局等における監査等を通じて把握に努めること。

イ 地方実施機関との連携

地方実施機関からの的確な報告が行われるよう次の事項について指導すること。

a 巡回指導に際しては、社会保険等の加入状況を調査すること。

b 巡回指導に際し、社会保険等への適正な加入がなされていない事業者を認めた場合には、当該事業者に対して適正な加入を指導し、事後の改善報告書（社会保険等の適用関係届の写し等、改善が確認できる書類等を添付したもの）の提出を求めるなど、改善のための指導を徹底すること。

c 巡回指導に際し、社会保険等への適正な加入がなされていない場合は、地方実施機関において作成している「巡回指導報告書」を活用するなどして、運輸支局へ報告すること。

ウ 地方実施機関の上記報告において、社会保険等へ適正に加入していると認められない場合は、監査方針に基づき、巡回監査等を実施すること。

② 巡回監査等及び行政処分等

地方運輸局長等において、巡回監査等を実施した結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、運送法第30条第2項違反又はトラック法第25条第2項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。

なお、地方運輸局長において行政処分等を行う場合は、(1)④と同様に、社会保険等関係機関に対し社会保険等の未加入状況について照会し、未加入であることの回答を得た上で行うこと。

(3) 処分結果等についての関係機関への連絡について

地方運輸局長は、社会保険等未加入事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、別紙5の様式により、速やかに社会保険等関係機関に通知することとする。

2. 本省への報告について

上記照会制度及び通報制度の実施状況については、別紙6の様式により、四半期毎に取りまとめの上、上半期分は12月末までに、下半期分は6月末までに、全体については安全政策課、旅客自動車運送事業については旅客課、貨物自動車運送事業については貨物課あて報告することとされたい。

3. その他

社会保険等の適正加入については、社会保険等関係機関との密接な連携が必要であることから、運輸支局においては、必要に応じ、社会保険等関係機関と連絡調整を図るための会議等を開催する等により、次の事項について、相互に情報を交換することとされたい。

- (1) 事業者の社会保険等未加入状況
- (2) 未加入に対する処分状況
- (3) 社会保険等関係機関の指導状況
- (4) その他、適正加入の実効を上げるために必要な事項

別紙 1

平成 年 月 日

関係都道府県労働局 }
関係地方社会保険事務局 } あて

〇〇運輸支局長

自動車運送事業者に対する社会保険等の適正加入に関する指導で使用する資料の送付について（依頼）

標記につきまして、下記の関係資料が必要ですので、送付頂きますようお願いいたします。

記

（労働保険関係）

資料 「労働保険の成立手続はお済みですか。」 〇〇冊

（社会保険関係）

資料 未適用事業所用リーフレット 〇〇冊

自動車運送事業従事者の社会保険の未加入状況等の照会について

平成 第 年 月 日

関係地方社会保険事務局長 殿

国土交通省〇〇運輸局長
(〇〇運輸支局長)

標記の件について、下記のとおり確認しましたので、照会します。
 なお、貴局については、本紙により回答願います。

記

(事業の種別：〇〇自動車運送事業)

事業者名	(営業所)	代表者名	
所在地		電話番号	
従業員数	適用従業員 名 、 適用従業員以外の従業員 名		

保険の種類	加入状況	
健康保険	・加入済み (政管・組合)	・従業員加入状況：全て加入、一部未加入 未加入者の氏名：()
	・未加入	(未加入の理由)
厚生年金	・加入済み	・従業員加入状況：全て加入、一部未加入 未加入者の氏名：()
	・未加入	(未加入の理由)

連絡先	担当所属： 担当者： 電話番号：
確認日	年 月 日
特記事項	事業開始年月日 年 月 日

社会保険の未加入状況について (回答)

平成 第 年 月 日

国土交通省〇〇運輸局長
(〇〇運輸支局長) あて

〇〇社会保険事務局長

本照会について、下記のとおり回答します。
 記

1. 確認日：平成 年 月 日
2. 確認結果：健康保険 (加入済み・一部未加入・全部未加入)、
厚生年金 (加入済み・一部未加入・全部未加入)
3. 特記事項：

※2. については該当する項目に〇印

別紙 3

自動車運送事業従事者の労働保険の未加入状況等の照会について

平成 第 年 月 号 日

関係都道府県労働局長 殿

国土交通省〇〇運輸局長
(〇〇運輸支局長)

標記の件について、下記のとおり確認しましたので、照会します。
 なお、貴局については、本紙により回答願います。

記

(事業の種別：〇〇自動車運送事業)

事業者名	(営業所)	代表者名	
所在地		電話番号	
労働者数	常勤労働者 名、常勤労働者以外の労働者 名		

保険の種類	加 入 状 況	
労災保険	加入の有無： 有、無	
雇用保険	・加入済み	・従業員加入状況：全て加入、一部未加入 未加入者の氏名：()
	・未加入	(未加入の理由)

連絡先	担当所属： 担当者： 電話番号：
確認日	年 月 日
特記事項	事業開始年月日 年 月 日

労働保険の未加入状況について (回答)

平成 第 年 月 号 日

国土交通省〇〇運輸局長
(〇〇運輸支局長) あて

〇〇労働局長

本照会について、下記のとおり回答します。
 記

1. 確認日：平成 年 月 日
2. 確認結果： 労災保険 (加入有・加入無)、
雇用保険 (加入済み・一部未加入・全部未加入)
3. 特記事項：

※ 2. については該当する項目に〇印

様式記載上の留意事項

- ・ 照会の対象となる自動車運送事業者の事業種別について、該当する事業種別を記入し、照会の対象となる事業所（営業所）ごとの情報を記載する。

1. 様式（別紙 1）について

社会保険の未加入状況等について記載する。

（1）従業員数

○適用従業員：正規の社員等社会保険の適用を受ける者

（2）事業所加入状況

○加入済み：事業所として既に適用手続を行っており、全ての加入義務者が加入している（新規適用届を提出し、全ての加入義務者の（健康保険・厚生年金保険）被保険者資格取得届が提出されている）場合

・ 政管：政府管掌健康保険に加入している場合

・ 組合：健康保険組合に加入している場合

○未加入：事業所として全く適用手続を行っていない又は適用手続は行っているが、全ての加入義務者が加入していない（新規適用届を提出していない又は提出しているが、全ての加入義務者の（健康保険・厚生年金保険）被保険者資格取得届が提出されていない）場合

・ 理由：手続未了の理由を簡記する。

※ 適用対象でない事業所又は新規適用届が提出済みで加入すべき者全てが加入している事業所は照会対象としない。

○従業員加入状況

上記で未加入とした場合であって、事業所として全く適用手続を行っていない又は適用手続は行っているが、加入義務者の全てが未加入である場合は、記載不要。

（3）確認日

照会に係る監査により未加入状況等を最終的に確認した日

（4）特記事項

当該事業所の事業開始年月日（照会の対象となる事業所が実際に当該照会に係る自動車運送事業を開始した年月日）

その他特記すべき事項

2. 様式（別紙2）について

労働保険の未加入状況等について記載する。

（1）労働者数

- ①常勤労働者：事業主に雇用される者で次項②を除く。
- ②常勤労働者以外の労働者：臨時内職的に就労する者（判断基準：1週間の所定労働時間が20時間未満、又は1年以上引き続き雇用される見込みがないこと。）

（2）事業所加入状況

① 労災保険の加入の有無

- 有：適用事業所として既に労働保険関係成立届を提出している場合
- 無：適用事業所として労働保険関係成立届を提出していない場合

② 雇用保険の加入の有無

- 加入済み：適用事業所として既に労働保険関係成立届（雇用保険適用事業所設置届を含む）を提出し、全ての加入義務者の雇用保険被保険者資格取得届を提出している場合
- 未加入：適用事業所として労働保険関係成立届（雇用保険適用事業所設置届を含む）を提出していない又は提出しているが、全ての加入義務者の雇用保険被保険者資格取得届を提出していない場合
・理由：手続未了の理由を簡記する。

※1. 労災保険及び雇用保険ともに、労働保険関係成立届（通常は、1枚の労働保険関係成立届で労災保険及び雇用保険の両保険が成立）が必要であり、雇用保険については、雇用保険適用事業所設置届も併せて提出する必要がある。

※2. 適用対象でない事業所（労働者がいない又は家族従業員のみ）、又は、労働保険及び雇用保険に係る届がともに提出済みである事業所については、照会対象としない。

○従業員加入状況

加入義務者の加入状況を記載する。

但し、②で未加入とした場合であって、適用事業所として労働保険関係成立届（雇用保険適用事業所設置届を含む）を提出していない又は提出しているが、加入義務者の全てが未加入である場合は、記載不要。

（3）確認日

照会に係る監査により未加入状況等を最終的に確認した日

（4）特記事項

当該事業所の事業開始年月日（照会の対象となる事業所が実際に当該照会に係る自動車運送事業を開始した年月日）

その他特記すべき事項

番 号
平成 年 月 日

(社会保険の場合)
関係地方社会保険事務局長 殿
(労働保険の場合)
関係都道府県労働局長

国土交通省〇〇運輸局長

自動車運送事業従事者の社会保険等の未加入状況等に関する処分結果の
通知について

平成 年 月 日付け第 号により回答のあった者に対し、別添写しの
とおり処分したので通知する。

自動車運送事業従事者の社会保険等の未加入状況等の照会等実施状況について
(〇〇自動車運送事業)

平成 年度

	社会保険				労働保険			
	照会件数	回答件数	処分件数	改善件数	照会件数	回答件数	処分件数	改善件数
4月～6月	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
7月～9月	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
上半期計	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
10月～12月	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
1月～3月	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
下半期計	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
年度合計	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件

(注1. 本集計表は、自動車運送事業の事業種別ごとに作成すること。

注2. 回答数、改善数及び処分件数は、照会処理状況を事後的に確認できるよう、照会件数に対応する内数とする。

注3. 括弧内には、集計時期時点での未回答、未処分、未報告、未改善報告の件数を記入すること。

注4. 件数は、1事業所についての社会保険又は労働保険に係る照会を1件とする。ただし、同一事業所であっても、社会保険と労働保険はそれぞれ1件とする。

注5. 改善数は、処分等を行った件数のうち、フォローアップ監査により適正加入が確認できた件数とする。

社会保険等未加入事業者処分スキーム ートラック事業ー

1. 社会保険等関係機関への照会制度

(1) 新規事業者に対する対応スキーム

(トラック法第6条第2号)前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

処分根拠

許可等の処理方針(法令遵守)

健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。

(トラック法第59条第1項)この法律に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

許可等の処理方針(許可に付す条件)

運輸開始までに健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。

現行

事業許可

運輸開始届

合
添付がない場

事業者に参加状
況を確認し届出
を受理

加入が認めら
れない場合

巡回監査等

社会保険等
関係機関へ
照会

2ヶ月以内

社会保険等
関係機関から
回答

行政処分等

運輸開始届に社会保険等の加入状況を確認できる資料を添付させる。

「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写し)、労働保険/保険関係成立届(写し)」を添付させ、加入状況を確認

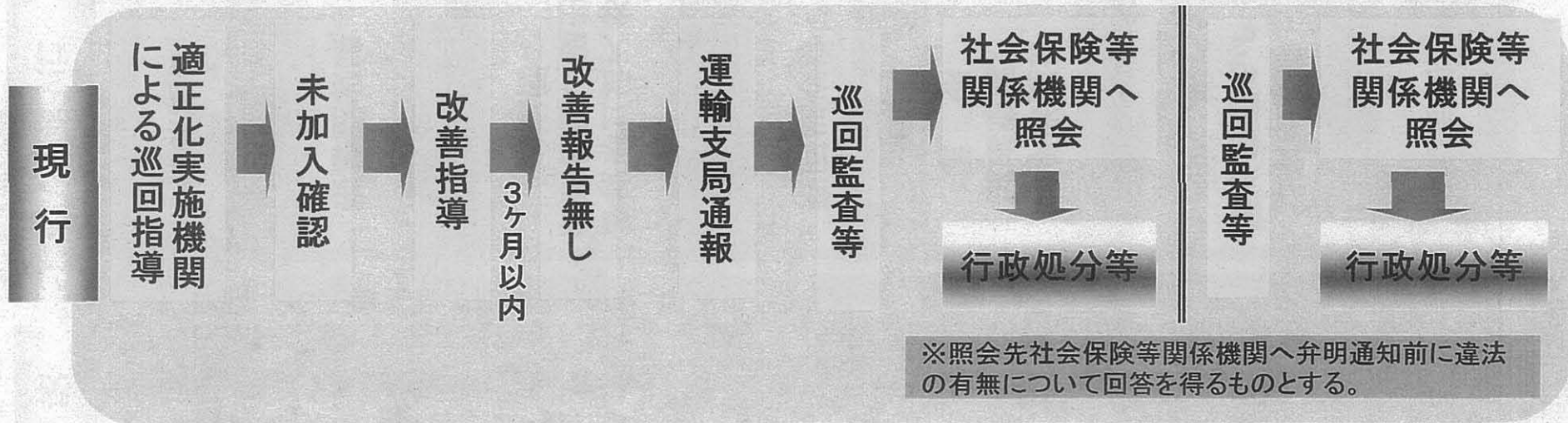
※照会先社会保険等関係機関から弁明通知前に違法の有無について、回答を得るものとする。

(2 希望)

社会保険等未加入事業者処分スキーム —トラック事業—

(2) 既存事業者に対する対応スキーム

(トラック法第25条第2項) 一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生じるような競争をしてはならない。



社会保険等未加入事業者処分スキームーバス・タクシー事業ー

1. 社会保険等関係機関への照会制度(新設)

(1) 新規事業者に対する対応スキーム

(道路運送法第6条第2号)前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

処分根拠

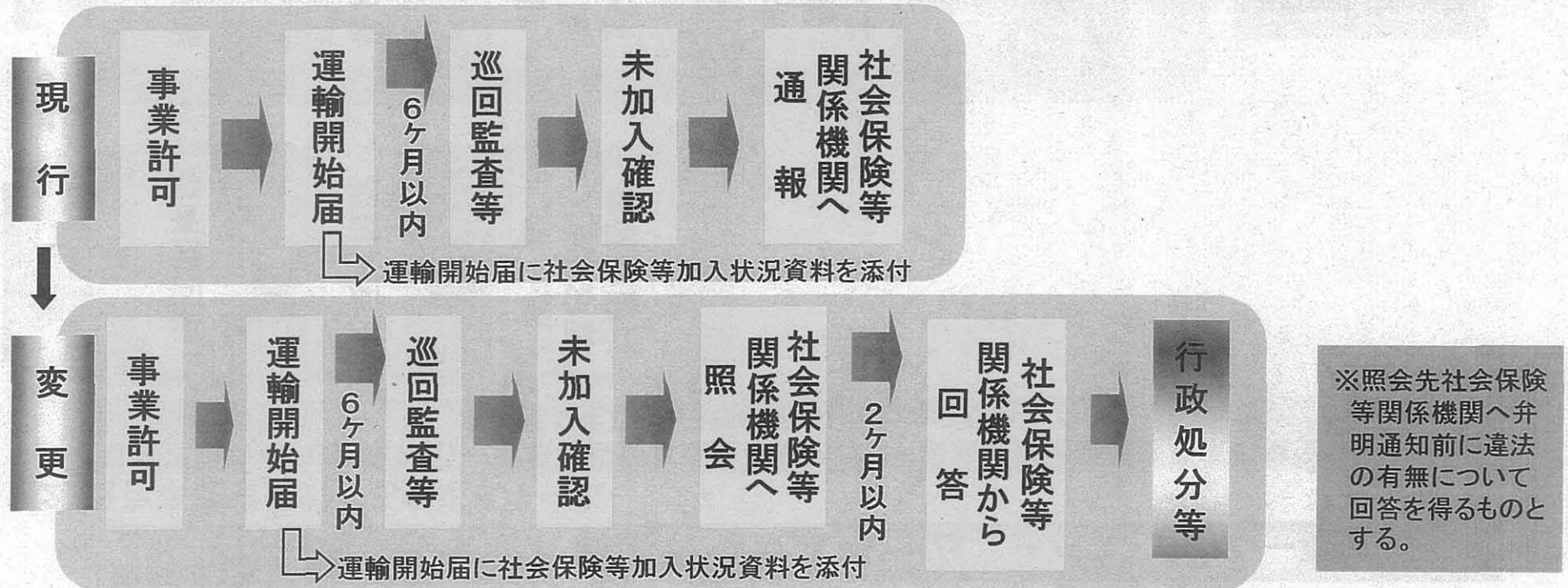
許可等の処理方針(法令遵守)

健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。

(道路運送法第86条第1項)この法律に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

許可等の処理方針(許可に付す条件)

運輸開始までに健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。



社会保険等未加入事業者処分スキーム —バス・タクシー事業—

(2) 既存事業者に対する対応スキーム

(道路運送法第30条第2項) 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生じるような競争をしてはならない。

